

経済産業大臣
世 耕 弘 成 殿

一般社団法人日本半導体製造装置協会
会 長 辻 村 学

平成 31 年度税制改正に関する要望書

わが国の経済は、2012 年 12 月の安倍政権発足以来のアベノミクス推進のもと、緩やかながらも回復基調が続いて参りました。2018 年 1-3 月期の実質 GDP は 9 四半期ぶりのマイナスとなりましたが、4-6 月期にはプラスに戻りました。

世界に目を向けると、米国はトランプ政権による大型減税と規制緩和の効果で経済成長が持続するとされており、商務省発表の 4-6 月期実質 GDP は 4.1%(年率換算)と高水準でした。中国国家統計局も 4-6 月期の実質 GDP は 6.7%と発表しており、現在に至るまでの数字は好調さを維持しています。

一方で、米中の貿易摩擦深刻化による影響が顕在化してくるのは 7-9 月以降の数字からで、中国が対米輸出の減少をインフラ投資の積極化でカバーすることは、過剰債務問題を深刻化させる恐れがあることが、各方面から指摘されています。米国の利上げが間接的に世界の資金の流れを変え始めたことも影響し、トルコを始めとし一部の新興国では急激な通貨安が発生しています。今後も 11 月の米国中間選挙から来年 3 月の英国 EU 離脱まで、各国で重要な政治日程が続くため、その動向と経済に与える影響が注視されます。

半導体・FPD 製造装置業界を取り巻く環境は、今までの PC やスマートフォン向け需要に大きく依存する形から、IoT、巨大データセンター、ADAS/自動運転、人口知能 (AI)、5G、ロボットといった新たな需要が設備投資を牽引する形への変化が期待されています。市場が変化するタイミングでは参入企業も殺到し、各国間の競争も更に峻烈さを極めてゆくことが予想されます。現在日本製半導体・FPD 製造装置の世界シェアは 3 割弱と大きな割合を占めており、我が国にとっても重要な産業であります。また、当業界は技術革新進歩が著しい産業であり、日本企業がグローバル競争に打ち勝つためには、絶え間ない最先端技術の研究・開発によるイノベーションの創出が必要不可欠です。これを裏付けるように半導体・FPD 製造装置産業の売上高研究開発費率は 9.6%^{*1} と、製造業平均の 5.04%^{*2}、全産業平均の 4.25%^{*2} の約 2 倍と高くなっています。

「未来投資戦略 2018『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革」におきましては、自動運転、自動翻訳、AI、ブロックチェーン、オンライン医療、次世代コンピューティング技術の開発、5G の基盤整備等の重要性が挙げられています。これらの項目はすべて半導体産業との親和性が極めて高いものとなっています。「未来投資戦略 2018」に沿う形で日本経済を持続的に発展させるためにも、国内を中心に雇用を行い国内で生産活動を行なっている日本企業が海外企業とのグローバル競争に勝ち抜いてゆくことが重要で

す。

平成 30 年 4 月から法人実効税率の引下げが行われていますが、米国やフランス等も税率を下けているため、相対的な競争環境は改善しておりません。研究開発投資や先端設備投資に対する税制についても、諸外国との格差が大きく公平な競争環境にあるとは言えない状況です。

「未来投資戦略 2018」の成長戦略を更に推進し実現性を高めてゆくためにも、次に掲げる税制の整備を強く要望致します。

※1 当協会の 2018 年 7 月調査による SEAJ 会員企業主要 15 社の 2013～2017 年度の 5 年間の平均

※2 出所：経済産業省「平成 29 年企業活動基本調査確報（平成 28 年度実績）」

1. 研究開発促進税制の拡充と見直し

既に述べたとおり、半導体・FPD 製造装置産業の売上高研究開発費率は 9.6%^{※1} と、国内他産業と比較して約 2 倍もの研究開発費を投じています。海外競合企業の売上高研究開発費率も 15.7%^{※3} となっており研究開発費比率が非常に高い産業と言えます。

半導体・FPD 製造装置産業が支える、半導体及び FPD、それらを用いた IT・エレクトロニクス産業は「第 4 次産業革命（IoT・ビッグデータ・AI）」を推進する重要な産業であり、日本の他産業の発展にも大きな影響を及ぼしています。

当産業の研究開発費は、半導体や FPD のさらなる微細化・高精細化、ウエハやガラスプレート基板の大型化等のニーズに応えるために一層巨額となってゆく傾向にあります。こうした状況下において、当産業が必要十分な研究開発費を投じて成長し、同時に他産業の発展を促進してゆくことは、わが国が注力すべき次の課題に照らしても必須と考えます。

- ①IoT、ビッグデータ、AI の活用によるものづくり革命「第 4 次産業革命」の推進
- ②次世代自動車、次世代交通システム、先端ロボット、IT 機器、次世代デバイス等の最先端の製品の競争力向上
- ③低消費電力化やスマートグリッド等によるグリーン・イノベーションの推進
- ④先進的医療機器、医療のデジタル革命、医療・健康データ活用による世界最先端の健康立国の実現
- ⑤国民・社会を守る世界最高水準の通信インフラの整備
- ⑥イノベーション創出・チャレンジ精神に溢れる人材の創出による技術立国・知財立国日本の再興

こうした当産業における研究開発費の状況とその果たす役割を踏まえて、次の措置を要望します。

※3 当協会の 2018 年 7 月調査による海外競合企業主要 5 社の 2013～2017 年度の 5 年間の平均

(1) 試験研究費の税額控除割合の拡大及び税額控除限度額の廃止

当産業の研究開発費が多額であること、それによってもたらされる産業全体の成長とイノベーションが国益にもたらす影響を踏まえ、現在の試験研究費の税額控

除制度における税額控除割合の拡大と控除限度額の廃止を同時に実現することを要望します。当産業の税額控除限度額の切捨て額は143億円^{※4}と大きな額となっており、これは当産業の法人税額1,078億円^{※5}の約13%相当額となります。

このことから税額控除割合につきましては、平成29年度改正において試験研究費の増減に応じて6~14%(控除率10%超の部分は2年間の時限措置)が限度となり、一見、試験研究費の増減に応じたメリハリのある仕組みとなったものの、十分な控除割合とは言えません。また、法人税額の25%の控除限度枠につきましても、さらなる引き上げもしくは限度枠の廃止が求められます。加えて、研究開発税制は、その成長戦略の重要な政策税制であり、租税特別措置法による時限的措置ではなく、本来、本則化による恒久的措置とすべきと考えます。

※4 当協会の2018年7月調査によるSEAJ会員企業主要14社の2013~2017年度の5年間の平均

※5 当協会の2018年7月調査によるSEAJ会員企業主要14社の2013~2017年度の5年間の平均

(2) 繰越税額控除限度超過額等の繰越期間の復活及び繰越税額控除要件の廃止

当産業の業績は、顧客である半導体・FPDメーカーの急激な投資動向の変化による振れ幅が大きく、かつそのサイクルも長期にわたるケースが多くあります。そうした特徴から、試験研究費について繰越税額控除限度超過額がある場合、繰越控除が1年間に限ってのみ認められていましたが平成27年度より本制度が廃止されました。また、廃止前の制度でさえ当該事業年度に所得がないために本制度による恩恵を受けられないケースが生じていました。

従って、まずは本制度の復活を要望します。加えて、諸外国の同制度が主に3年~無期限であることに鑑み、繰越税額控除限度超過額等の繰越期間を無期限とし、併せて繰越税額控除限度超過額の繰越控除を行う際の「当事業年度の試験研究費の額が前事業年度を上回る場合に限り」という従来の要件は廃止することを要望します。

(3) イノベーションボックス税制の創設

研究開発の成果である特許などの知的財産に基づく所得を減税対象とするイノベーションボックス税制が欧州を中心に普及し始めています。

既にEUにおいては、英国、オランダ、フランス等7カ国が、アジアにおいては中国がイノベーションの促進及び競争力向上を目的として、研究開発の成果である知的財産権から生じる所得に対する税率を優遇するイノベーションボックスまたはパテントボックス税制を導入しています。

一例として本税制を積極的に導入・推進するオランダでは、2004年に29.0%であった法人税率を2011年までに段階的に25.0%に引き下げる措置と併せて、2010年に従来のパテントボックス税制をイノベーションボックス税制へと拡大しています。これにより、研究開発活動による知的財産から生じた所得については法人税の計算上5%の軽減税率の適用を選択することを可能としています。

同国に本社を置く半導体製造装置のメーカーであるASML社の2013年度から2017年度の法人税率は平均9.7%と極めて低く^{※6}、イノベーションボックス税制の恩

恵を最大限受けております。

海外企業と同じビジネス環境で熾烈な競争を戦えるよう、わが国においてもイノベーションボックス税制をできる限り早期に導入することを要望します。

※6 ASML 社決算報告書による 2013～2017 年度の 5 年間の平均

2. 法人実効税率の引下げ

わが国の法人実効税率は、平成 28 年度税制改正により平成 27 年度の 33.06%から、平成 28 年度及び平成 29 年度は 30.86%、平成 30 年度以降は 30.62%へ引き下げられましたが^{※7}、依然として欧州及びアジア諸国に比べて高い水準にあります。

しかしながら、法人税率の引き下げが実施されている一方、平成 28 年度税制改正において地方税である外形標準課税は税率の引き上げが実施され、外形標準課税の割合が大きい企業や赤字企業等においては法人事業税が増税となり、実質増税となる企業も少なからずあるのも事実です。

わが国と事業及び立地において競争関係にあるアジア諸国と比較すると、中国 25%、韓国 24.2%、シンガポール及び台湾 17%と 5～10%以上の乖離があり、日本の企業競争力及び立地競争力低下の大きな要因になっており、世界で戦う日本企業が継続的に存続することは困難です。

立地競争力強化のためには、空港・港湾等の産業インフラの整備、金融・資本市場の活性化、雇用制度の改革、人材強化等の総合的な施策が必要ですが、法人実効税率の引き下げの果たす役割は特に重要です。

従って、現在懸念されている「根こそぎ空洞化」を防止するに留まらず、より積極的に海外の成長力ある企業がわが国を拠点とした事業活動を行うことを希求する水準への思い切った引き下げが必要です。

具体的には、法人実効税率をアジア諸国と競争力のある水準である 20%前半まで、3 年以内に引き下げること及び外形標準の税率を改正前に戻すことを要望します。

※7 超過税率適用法人の場合（東京都の超過税率で算定した税率）

3. 欠損金の控除限度額の撤廃及び繰越期間の無期限化

法人税における欠損金の繰越控除制度は、事業年度課税制度の欠点を是正し、公平な課税を図るための措置であり、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じて、経営の中長期的な安定性を確保するものである。従って、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度であるから本来制限を設けるべきではありません。

また当産業の特徴として、顧客である半導体・FPD メーカーの投資動向の影響を受けやすく、業績の波が激しい事に加え、景気後退期には比較的大きな損失を計上する傾向があるため、欠損金の繰越控除については十分な措置を設ける必要があります。

しかしながら、平成 27 年度以降の相次ぐ税制改正により、欠損金の繰越期間は、現在は 10 年に延長されたものの、当期の控除限度額は所得の 50%に制限されてお

り、本制度全体としては縮小方向での改正となっています。

わが国の欠損金に関する制度は、諸外国に比べて見劣りのするもので、近年の税制改正を経てその差は拡大しており、グローバル企業と熾烈な競争を続けている当産業にとっても国際競争力維持の観点からも障害となっています。

欠損金の繰越控除制度について、控除限度額を撤廃した上で繰越期間を無期限とすることを要望致します。

4. 設備投資に関する減税及び資産課税制度の見直し

(1) 設備投資に関する減税

半導体・FPD 産業および半導体関連電子製品産業では、半導体・FPD の微細化やウエハ・基板の大型化に対応するために多額かつ継続的な設備投資が必要であり、また、当産業の顧客である半導体及びFPD メーカーも、より付加価値の高いデバイスを製造していくための設備投資が不可欠なものとなっています。

加えて、国内の半導体・FPD 産業および半導体関連電子製品産業は、海外企業との熾烈な競争に勝ち残るため、世界最高レベルの技術水準を維持し、かつグリーン・イノベーションの推進にも貢献していくことが求められています。

これを実現するため、コネクティッド・インダストリーズ税制（IoT 税制）に加え、生産性向上設備投資促進税制など、設備投資の目的に配慮した税制の拡大を要望します。合わせて、過去の設備投資促進税制では、要件が厳しい、手続きが煩雑という理由により利用を断念する事例が散見されたため、IoT 税制及び今後拡大される設備投資促進税制は極力簡素な手続きで利用できる制度になることを要望します。

(2) 固定資産税（償却資産）の見直し

わが国の償却資産に関わる固定資産税が国際的に見ても希な制度（特に当業界にとって競争が著しい韓国、中国には当制度は存在しない）であることを踏まえ、その速やかな縮減・廃止を要望します。

少なくとも、耐用年数の短い動産は、原材料・水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきと考えます。

また、圧縮記帳・特別償却・割増償却など国税の申告では認められる制度が固定資産税（償却資産）では認められない、一括償却資産は固定資産税（償却資産）の対象外となるにもかかわらず少額減価償却資産は対象となる、など国税においては民間投資の刺激を目的とした税務上の恩典があるにもかかわらず、地方税においては税収の確保だけに重きを置いているように見受けられます。グローバル競争に勝ち抜いてゆくためにも、国だけでなく地方単位での優遇税制の実施を強く望みます。

5. 国際関連税制の見直し

(1) 移転価格税制の改善

移転価格調査の課税手法は取引単位営業利益法（TNMM）が一般的であるが、明確な数値が無く、企業側は法令違反を行っている訳では無いのに、当局による移転価格課税が行われる例が多くみられます。つきましては、国別業種別等の具体的な数値・基準等を法令等で明記して頂く事を要望します。

(2) 外国税額控除の条件緩和

企業活動がグローバルに展開される中で、二重課税の排除は可能な限り許容されるべきであります。当産業の企業の多くは海外に現地法人を設立し当該国/地域で活動を展開しておりますが、技術進歩が速いため国内からの人員派遣や設備貸与が不可欠となっております。日本企業がこれらの活動を通して現地で得る役務所得や設備使用料等は現地で源泉徴収課税された後に、現地法人や顧客から回収されますが、これら外国での課税額についての日本での外国税額控除の条件を見直し緩和することにより、企業のグローバルな活動促進が期待されます。

現行税制で3年間となっている控除限度超過額と控除余裕額の繰越期間を延長するとともに、繰越期間経過後の控除限度超過額を損金算入可能とする条件緩和により、二重課税の排除が拡大されることを要望します。

以 上